

大野北公民館利用サークル協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 この協議会は、大野北公民館利用サークル協議会（以下「利用協」という。）
といい、事務所を大野北公民館内に置く。

(目的)

第2条 利用協は、サークルの自主的な公民館活動の促進を図るとともに地域の生涯学習活動の推進と公民館の利用環境の維持、向上、及び利用者相互の親睦を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 利用協は、相模原市生涯学習情報システムにおいて活動場所を大野北公民館としている団体並びにサークル等（以下「サークル」という。）をもって組織する。

2 利用協は、全サークルを別表の部門で編成する。

3 館長は、参与として利用協に参加し、利用協の会務に対し助言を与えることができる。

(事業)

第4条 利用協は、第2条の目的達成のため、次の各号に定める事業を行なう。

- (1) 地域の生涯学習活動の推進に関する事。
- (2) 活動成果の発表の機会を企画し実施に関する事。
- (3) 公民館の利用環境の維持、向上に関する事。
- (4) 各種学習会等を開催する事。
- (5) その他目的達成のための必要な事業。

(役員及び任期)

第5条 利用協に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 総務 4名
- (4) 管理 4名
- (5) 会計 2名
- (6) 会計監査 2名

2 役員は任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

4 役員は任期が満了となっても、後任者が就任するまでは、なおその職を行なうものとする。

(役員を選出)

第6条 役員会は、総会前に会長及び各役員のうち半数を役員候補者として選出することが出来、総会にて承認を受ける。

2 それ以外の役員は総会時に、役員数が前項の選出済人数を加え、サークル部門毎に、原則として学習部門3名、地域及び子育て部門2名、文芸美術部門2名、生活文化及び料理3名、音楽及び芸能部門3名、健康レク2名となるよう役員候補を選出する。

3 前項の役員候補は互選により役員（役職）を選出し、総会にて承認を受ける。

(役員職務)

第7条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。
- (3) 総務は、運営に関する事務を処理する。
- (4) 管理は、機材、備品の整備、維持管理を行う。
- (5) 会計は、会計処理を行う。
- (6) 会計監査は、会計の監査を行う。

(会議)

第8条 利用協の会議は、総会、役員会とする。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集し、毎年1回開催し次の事項を協議する。また、その他必要に応じて臨時総会を開催する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項。
- (5) 総会は、出席者をもって開き、議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

2 総会の議長は、その総会において、出席した者のうちから選任する。

(役員会)

第10条 役員会は、第5条に規定する者をもって構成し、次の事項を行なう。

- (1) 総会で決定する事項を審議すること。
- (2) 総会決定事項の執行に関すること。
- (3) 利用協の運営に関すること。
- (4) その他、会長が必要と認める事項に関すること。
- (5) 役員会は、過半数の出席がなければ開くことができない。
- (6) 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

2 役員会の議長には、会長があたる。

(会計)

第11条 利用協の経費は、バザー収益金その他の収入を持ってあてる。

2 会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮って決める。

附 則

- 1 この会則は、平成18年2月25日より施行する。
- 2 この会則は、平成26年2月22日より施行する。
- 3 この会則は、平成28年3月12日より施行する。
- 4 この会則は、平成30年3月10日より施行する。

別表(第3条関係) サークル部門

学 習	地 域・子育て	生活文化・料理	音 楽・芸 能	健康レク	文芸美術
-----	---------	---------	---------	------	------